

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成30年10月19日
事業者の氏名又は名称	東讃交通株式会社(法人番号3470001002929)(代表者 川畑憲太郎)
事業者の所在地	香川県高松市通町6-2
営業所の名称	丸亀営業所
営業所の所在地	香川県丸亀市土器町北2-105-2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(11日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>平成30年7月5日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(運輸規則第21条第1項)</p> <p>(2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(運輸規則第21条第5項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第1項、第2項)</p> <p>(4)要件を満たさない者が運行管理者の業務の補助者として点呼をおこなっていたこと(運輸規則第47条の9第3項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成30年10月19日
事業者の氏名又は名称	瀬戸タクシー株式会社(法人番号7500001009025)(代表者 宮竹悟)
事業者の所在地	愛媛県西条市大町264-9
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県西条市大町264-9
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>平成30年7月31日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項)</p> <p>(2)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(3)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(4)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成30年10月22日
事業者の氏名又は名称	有限会社丸一タクシー(法人番号7470002006487)(代表者 金井秀雄)
事業者の所在地	香川県高松市福岡町4-26-24
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市福岡町4-26-24
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	平成30年9月21日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成30年10月22日
事業者の氏名又は名称	有限会社田町タクシー(法人番号4470002004543)(代表者 松尾博充)
事業者の所在地	香川県高松市朝日町5-4-18
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市花園町1-14-2
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	平成30年9月28日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者に対する点呼の実施内容が一部不適切であったこと(運輸規則第24条第1項、第2項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者(1車1人制)の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成30年10月22日
事業者の氏名又は名称	株式会社花園タクシー(法人番号3470001013190)(代表者 松尾博充)
事業者の所在地	香川県高松市朝日町5-4-18
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市花園町1-14-2
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	平成30年9月28日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者に対する点呼の実施内容が一部不適切であったこと(運輸規則第24条第1項、第2項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。